

行政権の行使に対する国会の関与について

「行政権の行使に対する国会の関与」について、現行の国会法規においては、国会の関与に「勧告」以上のものはなく、三権分立の基本原理から、強制力を持たせることはできない。

資料1 樋口 陽一 他 『注解法律学全集 憲法III』第4章 62〔議院の国政調査権〕(1998年、青林書院)

日本国憲法の採用する議院内閣制のもとで、議院の国政調査権は国会の行政へのコントロールを及ぼす観点からも広く及ぶが、議院が行政権を行使する調査は行えない。

資料2 佐藤 功 『ポケット註釈全書 憲法(下)〔新版〕』第四章第41条(1995年、有斐閣)

憲法41条の規定は、国会が内閣及び裁判所に対して一方的に指揮命令したりそれらの意思を排除して自らの意思を最終的な意思としたりすることができることを意味するものではない。

資料3 浅野 一郎 『議会の調査権』(1983年、ぎょうせい) p115

行政権の主体は内閣であるため、国の行政権に対する監督権として行政処分の取消し及び停止等を行うことはできない。

<参考>

なお、国会関係法規においては、政府の行政権の行使に対する国会の積極的な関与として、勧告以上のものは見当たらなかった。

① 衆議院規則

第92条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一～十四 (略)

十五 決算行政監視委員会

1～8 (略)

9 1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項

② 旧国会法

第99条 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、国会関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。